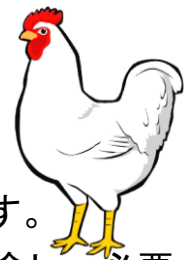


高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策について

近年、本病はアジアを中心に散発的に発生しており、本年1月以降、韓国でも家きん・野鳥での流行が確認されています。また、4月には熊本県で、日本の養鶏農場では3年ぶりの発生がありました。このウイルスは、中国から韓国を経由して日本に侵入した可能性が高いと言われています。

北方から渡り鳥が飛来するシーズンとなることから、日頃の飼養管理に加え、特に以下の点にご注意ください。



●野鳥・ねずみ等の野生動物の対策

ウイルスの伝播には、野鳥やネズミの関与が疑われています。

・家きん舎の屋根や壁面、防鳥ネットの破損の有無を再点検し、必要があれば速やかに修繕してください。



・給餌・給水設備や飼料保管場所の、野鳥やネズミ等野生動物の排泄物の混入を防止しましょう。また、定期的なネズミの駆除に努めてください。

●異常鶏を発見した際の早期通報

・次のような特定症状が見られた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください。

同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合

※ただし、設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、除きます。

・下記のような感染の疑いを否定できない場合も、ご連絡ください。

- ①鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- ②5羽以上の家きんが、まとまって死亡している又はまとまってうずくまっている場合